

長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 5 7 号

長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

長浜市職員の給与に関する規則（平成18年長浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3第1項の」を削り、「人事院規則」の次に「9-49-57（人事院規則9-49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則9-49（地域手当）（以下この号において「旧規則9-49」という。）」を加え、「給与法第11条の3の規定による」を「旧規則9-49第3条の規定により」に、「される」を「されていた」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は扶養親族届（様式第1号）により、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第13条第2項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

第4項に規定する場合においても、同様とする。

第13条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合は、同項の規定による届出を要しない。

第13条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第13条の2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第7条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日後で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第14条中「前条第3項」を「第13条第3項」に改める。

第14条の2第2号中「100分の10」を「100分の9」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 大阪府大阪市 100分の16

第15条中「規則で定める職員は」を「職員のうち」に、「条例第7条に規定する扶養親族で条例第8条第1項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第7条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「職員とする」を「ものには、住居手当を支給しない」に改める。

第16条から第18条までを次のように改める。

（住居手当の支給に係る権衡職員の範囲）

第16条 条例第8条の3第1項第2号の規則で定める職員は、第37条の6第2項第6号の規定により読み替えて適用する同項第2号に該当する職員であって、同号に規定する別居することとなった子が居住するために、当該別居することとなった子と同居していた住宅又はこれに準ずるものとして市長が定める住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第17条及び第18条 削除

第19条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として市長が定める場合は、同項の規定による届出を要しない。

第20条第1項中「あったとき」を「あった場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第22条第1項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日後で市長が定める日）」を加える。

第26条中「条例第9条第1項の職員が」を「同項の職員が」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第34条の8第1項第2号又は第3号の職員たる要件を欠くに至った場合

第27条中「あったとき」を「あった場合」に改め、「揭示」の次に「又は第34条の8第1項第2号若しくは第3号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第29条中「交通機関等」の次に「（条例第9条第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）を除く。以下同じ。）」を加える。

第31条第1項中「次項」の次に「及び第33条第2号」を加え、同項第1号ア中「第9条第5項」を「第9条第8項」に改め、同項第2号中「平均1か月当たりの通勤所要回数分」を「1か月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第32条を次のように改める。

（通勤手当の減額）

第32条 条例第9条第2項第2号の規則で定める職員は、育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員、長浜市一般

職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年長浜市条例第33号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）で、1か月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たないものとし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第33条第1号中「（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1か月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては）」に改める。

第34条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条」の次に「、第35条の2第2項第2号」を加え、同条第2項中「離職」の次に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が長浜市の休日を定める条例（平成18年長浜市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）を」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 条例第9条第6項の規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第33条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第9条第2項第2号に定める額（第33条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第9条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第34条の5第3項において「特別料金等相当額」という。）をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第35条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第9条第6項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第34条の2の次に次の6条を加える。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第34条の3 条例第9条第3項の規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第34条の4 条例第9条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第9条第3項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第34条の5 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第30条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第31条（第1項第3号を除く。）の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。この場合において、同条第1項各号列記以外の部分、第1号及び第2号並びに第2項中「交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と読み替えるものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第34条の6 条例第9条第4項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第9条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(通勤手当の支給に係る権衡職員等の範囲)

第34条の7 条例第9条第4項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったもので、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上

であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

第34条の8 条例第9条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (2) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (3) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）
- (4) その他条例第9条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員

2 前項第1号において「特定住居」とは、同号に規定する転居（以下この項において「当該転居」という。）の日以後に転居する場合における当該転居後の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該転居の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接してい

る場合における転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第35条の2第1項中「第9条第4項」を「第9条第7項」に改め、同条第2項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第9条第4項」を「条例第9条第7項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等（第33条第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び条例第9条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「交通機関等」の次に「及び新幹線鉄道等」を加え、「改正後」を「規定による改定後」に、「運賃等相当額等が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、「定期券の運賃等」の次に「及び特別料金等」を加え、同項第2号中「運賃等相当額等が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「及びウ」を削り、「55,000円」を「15万円」に改め、「から支給単位期間」の次に「等」を、「交通機関等」の次に「及び新幹線鉄道等」を、「払戻金相当額の」の次に「合計額並びに市長の定める額の合計額」を、「が支給単位期間」の次に「等」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、同条第3項中「第9条第4項」を「第9条第7項」に改め、「同一であるときは、」の次に「市長の定めるところにより」を加える。

第35条の3第1項中「第9条第5項」を「第9条第8項」に改め、「交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、同項第1号中「交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、同号アを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

第35条の3第1項第2号中「認められる交通機関等」の次に「若しくは新幹線鉄道等」を加え、同条第2項中「交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加える。

第37条の3中「及び第3項」を削り、同条第1号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が」に改める。

第37条の6の見出しを「（他の権衡職員の範囲等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第9条の2第3項の規則で定めるやむを得ない事情は、第37条の3に規定するやむを得ない事情とする。

第37条の6第2項を削り、同条第3項第6号中「職員以外の地方公務員、国家公務員及び第37条の6第1項に規定する者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」とを「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「第37条の3」とあるのを「前項」とに改め、同項第7号中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は第1項各号に掲げる者であった者から引き続き条例」を「新たに給料表」

に改め、同項を同条第2項とする。

第37条の8第1項中「（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合は、同項の規定による届出を要しない。

第37条の9第1項に後段として次のように加える。

前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

第37条の10第1項中「欠くに至った日」の次に「（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日後で市長が定める日）」を加える。

第40条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 条例第15条の4第1項の規定による勤務（第40条の4第2項の規定により条例第15条の4第1項の勤務とみなされるものを含む。以下この条において「第1項の勤務」という。）は、週休日等（第40条の4第2項の規定により第1項の勤務とみなされる勤務については、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。））の勤務であり、連続する勤務（2以上の週休日等にまたがる勤務及び週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、それらの場合の第1項の勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

- (1) 1の週休日等において第1項の勤務の開始が2以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）

- (2) 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第1項の勤務の開始が2以上ある場合

- 4 条例第15条の4第2項の規定による勤務（第40条の4第2項の規定により第1項の勤務とみなされるものを除く。）は、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務（第1項の勤務を除く。）であり、連続する勤務（2の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、1の週休日等以外の日において勤務の開始が2以上ある場合は、当該週休日等以外の日に開始する勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。

第40条の3第2項中「第15条の4第3項第1号」を「第15条の4第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項の規定による」を加える。

第40条の4第2項を次のように改める。

- 2 次に掲げる場合は、条例第15条の4第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の規定による勤務は、同条第1項の規定による勤務とみなす。

- (1) 条例第15条の4第1項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした場合

- (2) 条例第15条の4第2項の規定による勤務をした後、引き続いて同条第1項の規定

による勤務をした場合

第41条中「算出率」を「勤務時間条例第2条第2項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する職員の勤務時間（以下この条において「職員の勤務時間」という。）で除して得た数（以下「算出率」という。）」に改め、「（法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削り、「勤務時間条例第2条第3項の規定に定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」を「同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間で除して得た数（第58条において「定年前再任用短時間勤務職員の算出率」という。）に、「同条第4項」を「勤務時間条例第2条第4項」に、「同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」を「職員の勤務時間で除して得た数（第58条において「任期付短時間勤務職員の算出率」という。）に改める。

第52条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第54条第1項第1号中「6月に支給する場合は100分の112.5以上100分の205以下、12月に支給する場合は100分の117.5以上100分の215以下」を「100分の115以上100分の315以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合は100分の107.5以上100分の112.5未満、12月に支給する場合は100分の112.5以上100分の117.5未満」を「100分の110以上100分の115未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合は100分の99、12月に支給する場合は100分の104」を「100分の101.5」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合は100分の90.5以下、12月に支給する場合は100分の95.5以下」を「100分の93以下」に改める。

第54条の2第1項第1号中「6月に支給する場合は100分の50.5以上、12月に支給する場合は100分の53以上」を「100分の51.75以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合は100分の47、12月に支給する場合は100分の49.5」を「100分の48.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合は100分の45以下、12月に支給する場合は100分の47.5以下」を「100分の46.25以下」に改める。

第58条第2項各号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務職員等 算出率

(2) 定年前再任用短時間勤務職員（次号に掲げる職員を除く。） 定年前再任用短時間勤務職員の算出率

(3) 任期付短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員の算出率

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年長浜市条例第9号）第1条の規定による改正前の給与条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第9条

第2項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の長浜市職員の給与に関する規則（以下この項において「改正前の給与規則」という。）第33条第1項第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び改正前の給与条例第9条第2項第2号に規定する額（改正前の給与規則第33条第1項第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項及び次項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち交通機関等及び改正前の給与条例第9条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1か月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合のもので、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の給与規則第34条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の1か月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給単位期間を1か月とする通勤手当として支給する。

（権衡職員等に関する経過措置）

- 4 この規則による改正後の給与規則（次項及び第6項において「改正後の給与規則」という。）第34条の6の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の給与規則第34条の7の規定及び第37条の6第2項第6号の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の給与規則第34条の8第1項第2号及び第3号の規定は、施行日前に同項第2号又は第3号に掲げる職員となった者（同項第2号又は第3号に規定する当該日以後の転居をしたものを除く。）にも適用する。